

令和 5 年第 7 回石垣市議会定例会(9 月)

提出議案概要

条例	7 件
補正予算	7 件
その他	6 件
報告	2 件
諮問	1 件
認定	8 件
一部訂正	1 件
<hr/>	
計	32 件

目次

(頁)

条例 7 件

総務部

議案第 43 号 石垣市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 ……(1)

議案第 62 号 石垣市第三者委員会設置条例 ……(1)

こども未来局

議案第 44 号 石垣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 ……(1)

農林水産商工部

議案第 45 号 石垣市漁業経営改善資金利子補給金基金条例の一部を改正する条例 ……(1)

建設部

議案第 46 号 石垣市道路構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例 ……(2)

議案第 47 号 石垣市移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準を定める条例 ……(2)

消防本部

議案第 48 号 石垣市火災予防条例の一部を改正する条例 ……(3)

補正予算 7 件

総務部

議案第 49 号 令和 5 年度石垣市一般会計補正予算(第 3 号) ……(4)

市民保健部

議案第 50 号 令和 5 年度石垣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号) ……(4)

議案第 51 号 令和 5 年度石垣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号) ……(4)

福祉部

議案第 52 号 令和 5 年度石垣市介護保険事業特別会計補正予算(第 1 号) ……(5)

建設部

議案第 53 号 令和 5 年度石垣都市計画土地区画整理事業特別会計補正予算(第 1 号) ……(5)

議案第 54 号 令和 5 年度石垣市港湾事業特別会計補正予算(第 2 号) ……(5)

議案第 55 号 令和 5 年度石垣市下水道事業会計補正予算(第 1 号) ……(6)

その他 6 件

市民保健部

議案第 56 号 工事請負契約についての議決内容の一部変更について ……(6)
[石垣市最終処分場埋立地嵩上げ工事]

農林水産商工部

議案第 57 号 工事請負契約についての議決内容の一部変更について ……(6)
[登野城漁港浮棧橋(1)新設工事(その 1)]

議案第 58 号 工事請負契約について ……(6)
[登野城漁港浮棧橋(1)新設工事(その 2)]

議案第 59 号 工事請負契約の変更契約について ……(7)
[大野地区畑地造成工事(R4-1)]

建設部

議案第 60 号 令和 4 年度石垣市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について ……(7)

水道部

議案第 61 号 令和 4 年度石垣市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について ……(7)

報告 2 件

総務部

報告第 10 号 令和 4 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告
について ……(7)

農林水産商工部

報告第 11 号 株式会社八重山食肉センター経営状況について ……(8)

諮問 1 件

市民保健部

諮問第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦について ……(8)

認定 8 件

水道部

認定第 1 号 令和 4 年度石垣市水道事業会計決算の認定について ……(8)

総務部

認定第 2 号 令和 4 年度石垣市一般会計歳入歳出決算認定について ……(8)

市民保健部

認定第 3 号 令和 4 年度石垣市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定
について ……(8)

認定第 4 号 令和 4 年度石垣市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
について ……(9)

福祉部

認定第 5 号 令和 4 年度石垣市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について ……(9)

建設部

認定第 6 号 令和 4 年度石垣都市計画土地区画整理事業特別会計歳入歳出
決算認定について ……(9)

認定第 7 号 令和 4 年度石垣市港湾事業特別会計歳入歳出決算認定について ……(9)

認定第 8 号 令和 4 年度石垣市下水道事業会計決算の認定について ……(9)

一部訂正 1 件

企画部

議案の一部訂正について ……(9)

【石垣市行政手続オンライン化条例】

条例 7件

総務部

件名	概要
<p>議案第 43 号 石垣市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">総務課</p>	<p>沖縄県人事委員会規則の改正に伴い、条例を一部改正する。 (主な内容) 附則第 2 項を一部改め、新型コロナウイルス感染症の定義を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る」とする。 附則第 3 項を全部改め、防疫作業手当の額を、作業に従事した日 1 日につき、1,000 円とする。 施行日 公布の日</p>
<p>議案第 62 号 石垣市第三者委員会設置条例</p> <p style="text-align: right;">総務課</p>	<p>本市職員の事務執行上の誤り等について、原因究明及び再発防止を図るため、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、石垣市第三者委員会を設置するため、条例を制定する。 (主な内容) 全 11 条で構成し、設置、所掌事務、組織、任期、会議、報告、守秘義務、報酬及び費用弁償、庶務、委任について規定する。 施行日 公布の日</p>

こども未来局

件名	概要
<p>議案第 44 号 石垣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">子育て支援課</p>	<p>放課後児童支援員とみなす研修終了予定者に係る新たな経過措置を規定するため、条例を一部改正する。 (主な内容) 附則第 2 条第 1 項を一部改め、研修修了予定者の範囲を、「職員の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなってから 2 年以内に研修を修了することを予定している者」とする。 施行日 公布の日(令和 5 年 4 月 1 日から適用)</p>

農林水産商工部

件名	概要
<p>議案第 45 号 石垣市漁業経営改善資金利子補給金基金条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">水産課</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金管理運営要領に基づき、条例を一部改正する。 (主な内容) 第 5 条を全部改め、基金を処分することができる場合について、「基金に積立てた補助金を返還する必要がある場合」、「基金事業が終了したときに基金の残余额を返還する場合」を新たに規定する。 施行日 公布の日</p>

建設部

件名	概要
<p>議案第 46 号 石垣市道路構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">都市建設課</p>	<p>道路構造令の一部改正により、歩行者利便増進道路を新たに規定するため、条例を一部改正する。</p> <p>(主な内容)</p> <p>第 44 条を加え、「歩行者利便増進道路に設けられる歩道等には歩行者の滞留の用に供する部分を設けること」、「歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、これを設置する場所を確保すること」、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 10 条第 1 項に規定する道路移動等円滑化基準に適合する構造とすること」を規定する。</p> <p>施行日 令和 5 年 10 月 1 日</p>
<p>議案第 47 号 石垣市移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準を定める条例</p> <p style="text-align: right;">都市建設課</p>	<p>道路構造令の一部改正により、石垣市道路構造の技術的基準等を定める条例を一部改正し、歩行者利便増進道路を新たに規定するため、移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準を定める条例を制定する。</p> <p>(主な内容)</p> <p>全 6 章、33 条で構成し、総則、歩道等及び自転車歩行者専用道路等の構造、立体横断施設の構造、乗合自動車停留所の構造、自動車駐車場の構造、移動等円滑化のために必要なその他の施設等について規定する。</p> <p>施行日 令和 5 年 10 月 1 日</p>

件名	概要
<p>議案第 48 号 石垣市火災予防条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">予防課</p>	<p>対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、条例を一部改正する。</p> <p>(主な内容)</p> <p>急速充電設備に関する事項(第 11 条の 2 第 1 項)</p> <p>(1) 急速充電設備の定義について 急速充電設備の充電対象を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するもの」に改め、全出力の上限(200 キロワット)を撤廃する。</p> <p>(2) 充電ポストの取扱いに関する事項(第 1 号及び第 2 号) 対象となる充電設備は、電気自動車等にコネクタを用いて充電する設備であることを明記するとともに分離型の規定を設ける。</p> <p>(3) 緊急停止装置について(第 11 号) 急速充電設備を手動で緊急に停止する装置を設けなければならないことに改める。</p> <p>(4) 蓄電池について(第 16 号及び第 17 号) 主として保安のために設ける蓄電池は、急速充電設備の蓄電池について講じなければならないとされている措置に関する規定を適用しないことに改め、分離型の急速充電設備にあつては、主として保安のために設けるものを除き、充電ポストには蓄電池を内蔵してはならないと改める。</p> <p>喫煙等の関係(第 23 条)</p> <p>(1) 「喫煙所」と表示した標識の設置(第 3 項第 2 号) 健康増進法の規定により「喫煙専用室標識」が設置されている場合、条例に規定する標識は設置しなくてもよいとする。</p> <p>(2) 標識と併せて設ける記号(第 3 項) 「禁煙」又は「火気厳禁」、「喫煙所」と表示した標識と併せて設置する図記号は、国際標準化機構が定めた規格又は日本産業規格で定めたものとしなければならないと改める。</p> <p>施行日 公布の日</p>

補正予算 7件

総務部

件名	概要		
議案第 49 号 令和 5 年度石垣市一般会 計補正予算(第 3 号)	<p>歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 22 億 6,648 万 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 385 億 7,680 万 5 千円とする。</p> <p>(主な内容)</p> <p>歳入 増額：地方交付税、寄附金、繰入金、繰越金等 減額：国庫支出金、県支出金、市債</p> <p>歳出 増額：総務費、民生費、土木費、教育費等 減額：農林水産業費</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p>		
財政課	補正前の額	補正額	補正後の額
	36,310,324	2,266,481	38,576,805

市民保健部

件名	概要		
議案第 50 号 令和 5 年度石垣市国民健 康保険事業特別会計補正 予算(第 1 号)	<p>歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,348 万 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 66 億 5,400 万 2 千円とする。</p> <p>(主な内容)</p> <p>歳入 増額：繰越金 歳出 増額：賦課徴収費の委託料、一般会計操出金等</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p>		
健康保険課	補正前の額	補正額	補正後の額
	6,590,519	63,483	6,654,002
議案第 51 号 令和 5 年度石垣市後期高 齢者医療特別会計補正予 算(第 1 号)	<p>歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 302 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 5,140 万 3 千円とする。</p> <p>(主な内容)</p> <p>歳入 増額：繰越金等 歳出 増額：後期高齢者医療広域連合納付金、一般会計操出金等</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p>		
健康保険課	補正前の額	補正額	補正後の額
	448,383	3,020	451,403

福祉部

件名	概要		
議案第 52 号 令和 5 年度石垣市介護保 険事業特別会計補正予算 (第 1 号)	歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 3,925 万 5 千円を 追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 43 億 2538 万 5 千円とする。 (主な内容) 歳入 増額：令和 4 年度から令和 5 年度への繰越 歳出 増額：償還金、積立金 (単位：千円)		
	補正前の額	補正額	補正後の額
介護長寿課	4,186,130	139,255	4,325,385

建設部

件名	概要		
議案第 53 号 令和 5 年度石垣都市計画 土地区画整理事業特別会 計補正予算(第 1 号)	歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,139 万円を追加し、 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 1,051 万円とする。 (主な内容) 歳入 増額：繰越金、土地区画整理事業債 減額：一般会計繰入金 歳出 増額：土地区画整理事業基金積立、物件移転補償費 (単位：千円)		
	補正前の額	補正額	補正後の額
都市建設課	249,120	61,390	310,510
議案第 54 号 令和 5 年度石垣市港湾事 業特別会計補正予算(第 2 号)	歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,165 万 8 千円を追加 し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 17 億 3,225 万 4 千 円とする。 (主な内容) 歳入 増額：財政調整基金繰入金 歳出 増額：総務運営費 (単位：千円)		
	補正前の額	補正額	補正後の額
港湾課	1,700,596	31,658	1,732,254

<p>議案第 55 号 令和 5 年度石垣市下水道 事業会計補正予算(第 1 号)</p> <p>下水道課</p>	<p>収益的予算の収入及び支出において、それぞれの既決予定額に 988 万 9 千円を追加し、収入総額を 15 億 6,545 万 9 千円に、支出総額を 11 億 9,066 万 7 千円とする。</p> <p>資本的予算の収入及び支出において、それぞれの既決予定額に 646 万円を追加し、収入総額を 4 億 894 万円に、支出総額を 8 億 8,934 万 8 千円とする。</p> <p>(主な内容)</p> <p>収入予算では、一般会計からの繰入金を増額する。</p> <p>支出予算では、処理場費、総係費、建設改良費における職員給与等を減額し、管きょ費、処理場費、建設改良費での委託料、工事請負費等を増額する。</p>
---	--

その他 6 件

市民保健部

件名	概要
<p>議案第 56 号 工事請負契約についての 議決内容の一部変更につ いて [石垣市最終処分場 埋立地嵩上げ工事]</p> <p>環境課</p>	<p>令和 4 年第 9 回石垣市議会(臨時会)で議案第 88 号をもって議決された石垣市最終処分場埋立地嵩上げ工事に係る工事請負契約について、設計の一部変更に伴い、議決内容の一部を変更する必要がある。</p> <p>契約金額中「418,000,000 円」を「431,233,000 円」に変更する。</p>

農林水産商工部

件名	概要								
<p>議案第 57 号 工事請負契約についての 議決内容の一部変更につ いて [登野城漁港浮棧橋 (1)新設工事(その 1)]</p> <p>水産課</p>	<p>令和 5 年第 2 回石垣市議会(定例会)で議案第 31 号をもって議決された登野城漁港浮棧橋(1)新設工事(その 1)に係る工事請負契約について、設計の一部変更に伴い、議決内容の一部を変更する必要がある。</p> <p>契約金額中「427,130,000 円」を「445,776,100 円」に変更する。</p>								
<p>議案第 58 号 工事請負契約について [登野城漁港浮棧橋(1)新 設工事(その 2)]</p> <p>水産課</p>	<p>地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び石垣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求める。</p> <p>(主な内容)</p> <table border="0"> <tr> <td>1 契約の目的</td> <td>登野城漁港浮棧橋(1)新設工事(その 2)</td> </tr> <tr> <td>2 契約の方法</td> <td>指名競争入札</td> </tr> <tr> <td>3 契約金額</td> <td>222,453,281 円</td> </tr> <tr> <td>4 契約の相手方</td> <td>沖縄県石垣市字大川 1367 番地 1 有限会社 東洋工業 代表取締役 後上里 洋一</td> </tr> </table>	1 契約の目的	登野城漁港浮棧橋(1)新設工事(その 2)	2 契約の方法	指名競争入札	3 契約金額	222,453,281 円	4 契約の相手方	沖縄県石垣市字大川 1367 番地 1 有限会社 東洋工業 代表取締役 後上里 洋一
1 契約の目的	登野城漁港浮棧橋(1)新設工事(その 2)								
2 契約の方法	指名競争入札								
3 契約金額	222,453,281 円								
4 契約の相手方	沖縄県石垣市字大川 1367 番地 1 有限会社 東洋工業 代表取締役 後上里 洋一								

<p>議案第 59 号 工事請負契約の変更契約 について[大野地区畑地 造成工事(R4-1)]</p> <p>むらづくり課</p>	<p>地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び石垣市議会の議決に付す べき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定によ り議会の議決を求める。</p> <p>(主な内容)</p> <p>1 契約の目的 大野地区畑地造成工事(R4-1)</p> <p>2 契約金額 変更前 135,839,000 円 変更後 160,680,300 円</p> <p>3 契約の相手方 沖縄県石垣市字新川 2304 番地 15 株式会社 一廣工業 代表取締役 内間 安彦</p>
---	--

建設部

件名	概要
<p>議案第 60 号 令和 4 年度石垣市下水道 事業会計未処分利益剰余 金の処分について</p> <p>下水道課</p>	<p>地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、利益の処分につ いて、議会の議決を求める。</p> <p>(主な内容)</p> <p>令和 4 年度決算による未処分利益剰余金 2 億 3,262 万 9,565 円 の処分について、2 億 2,098 万 2,756 円を減債積立金に積み立て、 1,164 万 6,809 円を組入資本金に組み入れる。</p>

水道部

件名	概要
<p>議案第 61 号 令和 4 年度石垣市水道事 業会計未処分利益剰余金 の処分について</p> <p>水道総務課</p>	<p>地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、利益の処分につ いて、議会の議決を求める。</p> <p>(主な内容)</p> <p>令和 4 年度決算による未処分利益剰余金 6 億 5,231 万 2,059 円 の処分について、2 億 7,115 万 6,059 円を減債積立金に、2 億 7,115 万 6,000 円を建設改良積立金に積み立て、1 億 1,000 万円を組入 資本金に組み入れる。</p>

報告 2 件

総務部

件名	概要
<p>報告第 10 号 令和 4 年度決算に基づく 健全化判断比率及び資金 不足比率の報告について</p> <p>財政課</p>	<p>地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、令和 4 年度決算に基づく健全化判断 比率及び資金不足比率を、監査委員の意見を付けて議事に報告す る。</p>

農林水産商工部

件名	概要
報告第 11 号 株式会社八重山食肉センター経営状況について 畜産課	地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、経営状況を説明する資料を作成し、これを議会に提出する。 1 令和 4 年度(第 50 期)事業決算書 2 令和 5 年度(第 51 期)事業計画書

諮問 1 件

市民保健部

件名	概要
諮問第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦について 平和協働推進課	法務大臣に対し、人権擁護委員の候補者を推薦するため、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

認定 8 件

水道部

件名	概要
認定第 1 号 令和 4 年度石垣市水道事業会計決算の認定について 水道総務課	地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、令和 4 年度石垣市水道事業会計決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

総務部

件名	概要
認定第 2 号 令和 4 年度石垣市一般会計歳入歳出決算認定について 財政課	地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度石垣市一般会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

市民保健部

件名	概要
認定第 3 号 令和 4 年度石垣市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について 健康保険課	地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度石垣市特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

認定第 4 号 令和 4 年度石垣市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について 健康保険課	地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度石垣市特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。
---	---

福祉部

件名	概要
認定第 5 号 令和 4 年度石垣市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について 介護長寿課	地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度石垣市特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

建設部

件名	概要
認定第 6 号 令和 4 年度石垣都市計画土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について 都市建設課	地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度石垣市特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。
認定第 7 号 令和 4 年度石垣市港湾事業特別会計歳入歳出決算認定について 港湾課	地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度石垣市特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。
認定第 8 号 令和 4 年度石垣市下水道事業会計決算の認定について 下水道課	地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、令和 4 年度石垣市下水道事業会計決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

一部訂正 1 件

件名	概要
議案の一部訂正について 【石垣市行政手続オンライン化条例】 DX 課	令和 5 年 6 月 16 日に提出した議案第 34 号「石垣市行政手続オンライン化条例」の一部訂正について、石垣市議会会議規則第 19 条の規定により、議会の承認を求める。 (主な内容) 条文中「オンラインシステム」を「電子情報処理組織」に、「電子データ」を「電磁的記録」に改める。 「適用除外」及び「デジタル技術を活用した行政の手続等の推進に関する状況の公表」についての規定を加える。